

【本日の目次】

1. 新着情報

- ◆ ARES・東証共催 個人投資家のためのJリートフェア 2015
- ◆ JPX ウェブサイトの利便性向上のためのアンケート調査を実施中

2. 市況情報

- ◆ 本日の株価指標等
- ◆ 第一部前・後場概況

3. マーケットニュース

4. セミナー情報

- ◆ +YOU ニッポン応援全国キャラバン開催予定

5. コラム

- ◆ 証券取引等監視委員会からの寄稿

=====
※ 以下については、証券取引等監視委員会のウェブサイト掲載にあたり、上記目次 5. コラムを抜粋しております。

証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿 No. 139

最近の課徴金納付命令勧告の概要について
(27年4~7月分)

証券取引等監視委員会事務局 取引調査課長 下畑 孝行

取引調査課では、本年4月以降7月末までの間に、不公正取引6事案（相場操縦3事案、内部者取引3事案、違反行為者7名）について課徴金納付命

令勧告を行いました。その概要は以下のとおりです。

- ・ H27. 4. 17 トラスト株式に係る相場操縦
(http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2015/2015/20150417-1.htm)
- ・ H27. 5. 29 フィスコ役員からの情報受領者による内部者取引
(http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2015/2015/20150529-1.htm)
エナリス役員からの情報受領者による内部者取引
(http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2015/2015/20150529-2.htm)
- ・ H27. 6. 26 滋賀銀行株式ほか 4 銘柄に係る相場操縦
(http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2015/2015/20150626-1.htm)
栄電子株式ほか 1 銘柄に係る相場操縦
(http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2015/2015/20150626-2.htm)
- ・ H27. 7. 28 公開買付者等関係者からの情報受領者によるトーメン
エレクトロニクス株式に係る内部者取引
(http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2015/2015/20150728-1.htm)

(注) この結果、昨年事務年度 (26. 7~27. 6) に課徴金納付命令勧告を行った合計件数は 21 事案 (相場操縦 9 事案、内部者取引 12 事案) となります。本年 3 月までに課徴金納付命令勧告を行った 16 事案の概要等については、11 月 5 日、2 月 4 日及び 4 月 30 日付のメルマガを御覧ください。

【相場操縦 3 事案の特色】

1. 違反行為者の属性等

3 事案の違反行為者 (3 名) はいずれも男性の個人投資家ですが、相場操縦の対象となった銘柄の発行会社との間に特段の関係は認められませんでした。

2. 違反行為の概要

(1) トラスト株式に係る相場操縦事案 (自己対当売買による株価の引き上げ)

違反行為者は、事前に仕込み買付けを行っていたトラスト株を高値で売却することを企図して、自己対当売買を繰返しながらか株価を引き上げていました。具体的には、違反行為期間中に、自己の売り注文と買い注文をぶつける形での自己対当売買を多数回にわたって行っており、その大半が、直前の約定値よりも高い指値で売り注文を発注した上で同値の買い注文を発注し、場に晒されている他の投資者の安い売り注文を買い安いながら自己の売り注文と対当させて買い上がる売買形態となっていました。

なお、違反行為者は、その後、受託証券会社から新規の買い注文の受託停止処分を受けたため、本件違反行為を終了しています。終了時点では保有していた対象銘柄に含み益が生じていたものの、株価が続

落傾向となり保有株式の売却が円滑に行えなかったこともあり、最終的には利益を確保することができなかった模様です。

(2) 滋賀銀行株式等に係る相場操縦事案（2市場を利用した見せ玉）

違反行為者は、(I)東証の前場終了時から後場開始時までの注文受付期間(場間)においては、注文は約定しないが寄前気配値段は変動すること、(II)東証での寄前気配値段の変動が、PTS市場における約定値段や気配値段に影響を与えていること、(III)PTS市場では気配更新値幅が定められていないので、制限値幅の範囲内であれば急激な価格変動が起きても約定すること、といった東証とPTS市場の特性等に着目して、東証の場間に大量の売り見せ玉を発注して寄前気配値段等を人為的に操作し、その結果生じた東証とPTS市場の価格差を利用して売買益を稼ぐ手法で相場操縦を繰り返し行っていました。

(3) 栄電子株式等に係る相場操縦事案（買い上がり買付けと掲示板への多数の書き込み）

違反行為者は、(I)予め安値で仕込み買付けを行っていた銘柄について、買い上がり買付けにより上昇基調の相場を作出し、(II)それと並行してインターネット掲示板に当該銘柄の買付けを推奨する多数の書き込みを行い、(III)これに誘引された他の投資者の買い注文に売り向かうことにより、多額の利益を獲得していました。

このような行為は、他の投資者に対し、対象銘柄の取引が繁盛であり、株価も自然の需給により上昇基調にあると誤認させる可能性が高いと考えられることから、今後も、同様の手法を用いた相場操縦が行われていないかどうか注視してまいりたいと考えております。

(4) 受託証券会社の状況

証券会社は、市場の公正性を確保するためのゲートキーパーとしての役割も担っており、受託した売買注文により不公正取引が行われていないかどうかについて日常的に審査を行っています。今回、勧告対象となった違反行為者の売買注文についても各受託証券会社において所要の売買審査が行われ、必要に応じて顧客に対する注意喚起や注文の受託制限等の措置が講じられていました。

しかしながら、一部の証券会社において、顧客の自己対当売買が繰り返し行われていたにもかかわらず、適時・適切に問題取引の把握や注意喚起等が行われていなかった状況も認められています。他の証券会社各社におかれても、同様の問題が生じていないか、あるいは実効性ある売買審査の観点から問題点や改善すべき点がないかどうかについて、改めて検証して頂ければ幸いです。

【内部者取引3事案の特色】

期間中に勧告した3事案についてみると、発行会社の役員や公開買付会社の契約締結先の役員が重要事実等の伝達者となっていたことが判明しています。いずれの会社もインサイダー取引を未然に防止するための

内部者取引管理規程等が設けられていましたが、役員クラスがその重要性を十分認識しておらず、安易に重要事実を提供していた状況が認められています。

なお、この中には、発行会社が実施した事後的な社内チェックにおいて内部者取引の疑いのあるものが把握された旨の情報提供があり、これを受けて実施した調査において違反行為事実が明らかとなったものが1事案含まれています。この発行会社は、当局に情報提供を行うとともに、自主的に社内規程の見直しにも着手していました。同社の対応は、同様のインサイダー取引の再発防止はもとより、未然防止の観点からも極めて有益であり、高く評価したいと考えています。

7月から新事務年度に入りましたが、市場の公正性・透明性を害する不正取引に対しては、引き続き、厳正に対応してまいりたいと考えております。今後とも、私どもの活動に対するご理解とご協力をよろしくお願い致します。

※文中、意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

■証券取引等監視委員会ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

■証券取引等監視委員会では、その活動状況やウェブサイトの更新情報などを配信しています。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>